

発議第6号

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第2項及び愛西市議会
会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

平成29年12月22日提出

提出者 愛西市議会議員

鷺野 聡明

賛成者 愛西市議会議員

・石崎たか子・杉村義和・近藤 武
・島田 浩・神田康史・竹村 仁司
・鬼頭勝治・八木一・高松幸雄

愛西市議会議長 大島一郎 殿

提案理由

この案を提出するのは、行財政改革及び社会情勢の変化を鑑み、常任委員
会委員長及び議会運営委員会委員長の報酬を改定することに伴い、改正する
必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年愛西市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第5条関係）

区分	議員報酬月額	旅費				
		鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃（1キロメートルにつき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
議長	500,000 円	実費	実費	10 円	16,500 円	2,600 円
副議長	450,000 円					
議員	400,000 円					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。